

**剣淵町不妊治療交通費助成事業について**

　剣淵町では保険適用となる不妊症の治療を受けている方に、医療機関を受診する際の交通費の一部を助成します。

【対象者】

1. 保険適用となる不妊症の治療（保険と併用できる先進医療を含む。）を受けている方
2. 町内に住所を有している方
3. 町税及び使用料等の滞納がない方

【助成額】

〇公共交通機関利用の場合

　鉄道の運行区間の普通旅客運賃相当額を助成します。ただし、１往復につき2,260円を上限とします。

〇自家用車利用の場合

　自宅から医療機関までの距離区分に応じて別表（裏面参照）に定める額を助成します。

【申請に必要な書類】

1. 剣淵町不妊治療交通費助成金交付申請書
2. 不妊治療受診証明書
3. 交通費（自家用車を除く。）を支払ったことを証明する領収書の写し

＊①と②は剣淵町ホームページからダウンロードできます。

＊公共交通機関を利用し、領収書がない場合は、自家用車利用の場合と同様の助成額となります。

　１クールの治療が終了した方は、お早めにご申請ください。そのほか、なにかご不明な点がありましたら、お気軽に下記担当までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

ふれあい健康センター内　健康福祉課保健グループ　TEL0165-34-3955

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 助成金額 |
| 往復の使用距離10㎞未満 | 200円 |
| 往復の使用距離10㎞以上20㎞未満 | 400円 |
| 往復の使用距離20㎞以上30㎞未満 | 600円 |
| 往復の使用距離30㎞以上40㎞未満 | 800円 |
| 往復の使用距離40㎞以上50㎞未満 | 1,000円 |
| 往復の使用距離50㎞以上60㎞未満 | 1,200円 |
| 往復の使用距離60㎞以上70㎞未満 | 1,400円 |
| 往復の使用距離70㎞以上80㎞未満 | 1,600円 |
| 往復の使用距離80㎞以上90㎞未満 | 1,800円 |
| 往復の使用距離90㎞以上100㎞未満 | 2,000円 |
| 往復の使用距離100㎞以上 | 2,200円 |